

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：上堰棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

上堰棚田 範囲については、別添 1 のとおり

2 指定棚田地域振興活動の目標

（1）棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減
 - 令和 6 年度までに、上堰棚田における荒廃農地を 60 a 減少させる。
- ・生産性の向上
 - 令和 6 年度までに、上堰棚田で自走式草刈り機を 1 台導入し、省力化を図る。

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進
 - 令和 6 年度までに、棚田米（上堰米）の販売量を 700 kg から 900 kg に増加させる。
- ・自然環境の保全・活用
 - 上堰棚田で小学生に向けた自然ふれあいイベント（生き物調査等）の取組を年間 1 回開催し、年間 30 人程度の参加者を確保する。
- ・良好な景観の形成
 - 令和 6 年度までに、上堰棚田に桜を 100 本、菜の花を 30 a 植栽する。

（3）棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - 令和 6 年度までに、棚田オーナーを 15 人から 20 人に増加させる。
 - 上堰棚田で農村交流体験イベント（堰さらいボランティア）を年間 1 回開催し、年間 40 人の参加者を確保する。
- ・棚田を観光資源とした地域振興
 - 令和 6 年度までに、棚田の周辺に直売所を整備し、農産物等の販売を開始する。
 - 令和 6 年度までに、棚田の周辺に整備した直売所の運営に非農家や女性の力を 3 人以上活用する。
 - 令和 6 年度までに、美しい四季の棚田や上堰の風景等を SNS の活用により毎月発信する。
- ・棚田米等を活用した 6 次産業化の推進
 - 令和 6 年度までに、棚田米（上堰米）を原料としたお酒の販売量を 700 本から 1,000 本に増加させる。

3 計画期間

令和3年4月～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減
 - ボランティア等の力を活用しながら、上堰棚田を維持管理し、荒廃農地を減少させる。
- ・生産性の向上
 - 上堰棚田において、自走式草刈り機による草刈りなど機械化農業の取組を推進し、維持管理労力を低減する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進
 - 棚田米（上堰米）のブランド化を図るとともに、インターネット販売等により、棚田米の販路を拡大する。
- ・自然環境の保全・活用
 - 上堰棚田において、小学生に向けた自然ふれあいイベント（生き物調査等）など、豊かな自然環境を活用して関係人口の創出・拡大を図る。
 - 上堰棚田や素掘り土側溝が、棚田オーナー制度や農村交流体験イベントを通じて維持されることにより、水生生物や昆虫等の貴重な棲み処となっていることを踏まえ、環境教育等につなげていく。
 - 上堰棚田において、侵入防止柵を設置するなど、鳥獣被害対策を推進する。
- ・良好な景観の形成
 - 上堰棚田において、地域の協力による桜の木の植栽等を行う。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - 棚田オーナー制度や農村交流体験イベントを通じて、関係人口の創出・拡大を図る。
 - 農村交流体験イベントの参加ボランティアへの生き物解説を行い、体験の魅力や価値を高め、より多くの参加者確保につなげる。
 - SNSによる情報発信や棚田オーナーからの口コミ促進により、棚田オーナー数の増加につなげる。
 - 上堰棚田において、移住・定住促進に向けた情報発信を行う。
- ・棚田を観光資源とした地域振興
 - 棚田の付近に、中山間地域等直接支払交付金における棚田地域振興活動加算を活用して、直売所を整備する。
 - 美しい四季の棚田や上堰の風景等の魅力をSNSの活用により発信し、関係

人口の拡大を図る。

- ・ 棚田米等を活用した 6 次産業化の推進
 - 棚田米（上堰米）を原料としたお酒の販路を拡大する。

（２）指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（１）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記 5 の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

上堰棚田地域振興協議会は、農業者、地域住民、喜多方市及び福島県で構成。
参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項